

令和4年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時	令和4年7月27日（水） 14：30～16：00
場 所	ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

1 開会

(司会)

ただいまから、令和4年度第1回青森県こども・子育て支援推進会議を開催いたします。私は、本日の進行を務めます、こどもみらい課課長代理の舘田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、知事より御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(青山副知事)

皆さんこんにちは。

私は青森県副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日三村知事、公務が重なり、出席が叶いませんでした。知事から開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議に出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より、子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜りますとともに、本会議委員への就任を快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

さて、先般公表されました令和3年人口動態統計によりますと、本県の合計特殊出生率は前年比0.02ポイント低下の1.31、出生数は6,513人と減少傾向が続いており、少子化の更なる進行が懸念されるところです。

また、昨今、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど子どもを巡る様々な問題が顕在化しており、これまで以上に健やかに子どもを育む環境づくりが重要となっています。

こうしたなか、国においては、子ども政策の新たな推進体制を構築し、いじめや児童虐待、少子化など、子どもを取り巻く問題に総合的に取り組んでいくため、来年4月にこども家庭庁を創設することとしています。

県といたしましても、結婚、妊娠、出産、子育てを社会全体で支援する気運を醸成し、子供を産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちが将来に希望を持ち、心身ともに健やかに成長できる環境づくりにも積極的に取り組んでいるところです。

本日は青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の取り組み状況について御審議いただくほか、認定こども園部会における審議状況や令和4年度の重点事業について御説明させていただきます。

結びに、委員の皆様には、保健、医療、福祉、教育、労働など、それぞれの専門的な立場から忌憚のない御意見を賜りますとともに、全県的な視野に立って協議・検討をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶といたします。令和4年7月27日青森県知事 三村申吾 代読。

本日はよろしくお願いいたします。

3 組織会

(司会)

大変恐縮ではございますが、青山副知事は公務のため、ここで退席をさせていただきます。
次に、本会議の概要について事務局から御説明いたします。

(事務局)

こどもみらい課子育て支援グループマネージャーの坂本と申します。

それでは、本日開催しております青森県子ども・子育て支援推進会議の概要について事務局から説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります参考資料1「青森県子ども・子育て支援推進会議について」、こちらのA4縦の1枚ものの資料をご覧いただきたいと思います。

この子ども・子育て支援推進会議につきましては、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定により、県に合議制の機関を作るよう努めることとされておりました。青森県では、附属機関に関する条例により、青森県子ども・子育て支援推進会議を設置しています。

この会議では1つとして、県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、子ども・子育て支援法第62条第5項に規定する事項、これは県計画を定めたり、変更するにあたり、委員の皆様からの意見を聴取することになりますが、この事項について処理すること、2つとして、県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること、これらについて、この会議で審議していただくこととなります。

会議の委員につきましては、資料の委員構成にありますように、各分野の方々をお願いしております。人数は20名となります。委員の任期は2年間で、本年2月13日に委員の改選が行われておりますので、令和6年2月まで皆様に委員をお願いすることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

会議は年2回から3回程度の開催を予定しております。

なお、この会議は、公開を原則としており、会議終了後には、皆様の発言内容を要約しまして、県のホームページに公開することとなります。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の第25条に基づき、会議のメンバーで構成される合議制の機関として、幼保連携型認定こども園部会をこの推進会議の中に設置しております。

このこども園部会では、県内の幼保連携型認定こども園の設置または廃止等の認可、事業の停止または施設の閉鎖並びに認可の取り消しなどについて調査審議を行うこととしております。

今回は皆様に委員をお願いしてから1回目の会議となりますので、議事に入ります前に、組織会及び幼保連携型認定こども園部会の委員の指名を行いますので、予め御了承ください。

子ども・子育て支援推進会議の説明につきましては以上となります。本日はどうぞよろしく願いいいたします。

(司会)

ただいま御説明申し上げましたとおり、この会議は公開を原則としております。

皆様の発言内容につきましては、議事録として県のホームページに掲載をさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

また、本日は委員20名のうち19名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして議事に先立ち、委員の皆様を御紹介いたします。

恐縮ではございますが、お名前が呼ばれましたらその場でお立ちいただきますようよろしく願いいいたします。

弘前大学名誉教授 佐藤三三委員でございます。

公募委員 安藤千尋委員でございます。

社会福祉法人福祉の里総括本部人事部長 小笠原尚子委員でございます。

館放課後児童クラブ代表 貝吹彰穂委員でございます。

青森県議会環境厚生委員会委員長 櫛引委員でございます。

公募委員 工藤美穂委員でございます。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会副会長 工藤泰子委員でございます。

日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長 関竜一委員でございます。

公益社団法人青森県医師会常任理事 田中完委員でございます。

青森県市長会平川市長 長尾忠行委員でございます。

青森県商工会議所連合会五所川原商工会議所副会頭 中山佳委員でございます。

NPO法人コミュニサーあおもり理事長 西川智恵子委員でございます。

公益社団法人青森県看護協会 橋爪直美委員でございます。

青少年育成県民会議会長 橋本都委員でございます。

NPO法人八戸みらいネット代表理事 平間恵美委員でございます。

青森県小学校長会対策部長 盛秀一委員でございます。

青森県PTA連合会会長 山子泰典委員でございます。

一般社団法人青森県私立幼稚園連合会会長 山西幸子委員でございます。

一般社団法人保育連合会会長 渡邊建道委員でございます。

なお、後藤委員におかれましては、本日都合により欠席となっております。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

永田健康福祉部長です。

大山こどもみらい課長です。

坂本子育て支援グループマネージャーです。

小野児童施設支援グループマネージャーです。

釜本家庭支援グループマネージャーです。

それではこれより組織委員会に移ります。

まず始めに会長を選任していただきます。

青森県附属機関に関する条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によって選出することとされております。

どなたか御推薦をお願いしたいと思います。

(渡邊委員)

これまで会長をしていただいた佐藤三三先生にいま一度、会長をお願いしたいと思います。

(司会)

ただいま、佐藤委員を推薦する旨の御発言がございましたが、いかがでしょうか。

【異議なしの声、拍手にて賛同】

異議がないようでございますので、会長は佐藤委員をお願いいたします。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとされておりますので、恐れ入りますが、佐藤委員には議長席に御移動いただき、今後の議事進行をお願いいたします。

(佐藤会長)

それでは、至りませんが、どうぞよろしく申し上げます。

議事を進めさせていただく前に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

平間恵美委員、工藤美穂委員にお願いします。

次に、会長職務代理者を指定させていただきます。

青森県附属機関に関する条例第4条5項の規定によりまして、会長に事故がある時等のために、あらかじめ職務代理者を対応する委員を会長が指定することになっておりますので、私から当会議の会長の職務代理者を指定させていただきます。

渡邊建道委員にお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

さらに続きまして、本会議の部会として、さきほど事務局から御説明がございましたとおり、幼保連携認定こども園部会の委員について、会長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

私、佐藤のほか、工藤美穂委員、工藤泰子委員、盛修一委員、山子泰典委員、山西幸子委員、渡辺建道委員にお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事

(佐藤会長)

それではお手元に配られております次第の議事にのっとりまして、進めてまいりたいと思っておりますが、今日は協議事項1件、報告事項1件、意見聴取事項2件が、用意されてございますが、まず協議事項の「のびのびあおもり子育てプラン後期計画」令和3年度報告書案について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは「のびのびあおもり子育てプラン後期計画」令和3年度報告書案について、説明させていただきます。

それでは、お手元にあります資料の資料1、資料2、資料3、これらにより説明させていただきたいと思っております。

資料1は令和3年度の報告内容をまとめた資料になります。

資料2は、のびのびあおもり子育てプラン後期計画における施策の目標指標について整理したのものになります。

資料3は、のびのびあおもり子育てプランに記載されております6つの施策の基本方針ごとの関連事業について、実施状況等を取りまとめたものになります。

これらの説明にあたりまして、資料1、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画令和3年度報告書案で説明させていただきます。

平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「のびのびあおもり子育てプラン」前期計画を令和2年3月に見直し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする後期計画を策定しました。

資料のページをおめくりいただきたいと思います。

「のびのびあおもり子育てプラン」の着実な推進を図るため、プランに掲げた6つの施策の基本方針に関連する各施策の達成状況を毎年度、把握、点検、評価し、その結果を適切に反映させ、効果的、効率的な事業実施に繋げるPDCAサイクルによりプランの進行管理を行うこととしており、県庁内に設置する青森県子ども・子育て支援推進本部において全庁的に把握点検するとともに、本日開催しております子育てに関する団体や民間の有識者で構成されます青森県子ども・子育て支援推進会議と連携しながら、今後の取り組みの方向性を検討することとしております。

続いて次のページ、のびのびあおもり子育てプランの概要について御説明いたします。

プランの策定にあたっては、急速な少子化の進行に対応するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、本県が計画的な取り組みを推進するための行動計画として平成17年2月にわくわくあおもり子育てプランとして策定しております。

その後、少子化が急速に進行する社会状況の中、総合的、包括的な支援を行うため、必要な計画の見直しを行い、これまでの成果、課題を踏まえ、令和2年3月に現計画である青森県次世代育成支援行動計画のびのびあおもり子育てプラン後期計画を策定しました。

この計画は、本県の全ての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく、次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものになります。

また、この計画は、子ども・子育て支援法第62条に基づく青森県子ども・子育て支援事業支援計画、国民運動計画である健やか親子21第2次で示された課題や指標とした青森県母子保健計画、及び児童福祉法の改正において、子どもが権利の主体であると位置づけられたことから、子供の最善の利益の実現に向けて、社会的養育の充実を図るための都道府県推進計画としての青森県社会的養育推進計画、これらの計画と一体的に作成されているとともに、青森県の基本計画である「選ばれる青森への挑戦」とも整合性を図りつつ、次世代育成の視点から計画を推進していくこととしています。

次のページをお開きください。

施策の体系についてです。この計画は、「子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、1人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします。」

このことを基本理念として、基本的姿勢、基本目標、そして6つの柱からなる施策の基本方針により構成されております。

次のページ、施策の内容についてです。ここでは6つの施策の基本方針に基づき、施策の目標、施策の内容について記載しています。

次のページからそれぞれの基本方針ごとに主な実施状況、課題、今後の方向性等について説明します。

なお、施策の目標指標については、資料2に、関連事業の実施状況実施事業については、資料3に記載されております。

では次のページをご覧くださいと思います。5ページになります。こちらは基本方針1、結婚の望みを叶えるために、になります。ここでは、結婚を社会全体で支援する取り組みの推進、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の推進を目標として、結婚応援プロジェクト事業やおもり働き方改革推進企業認証制度事業などに取り組んでいます。

目標指標として、婚姻率、合計特殊出生率の増加を目標としておりますが、現状で計画作成時よりも減少している状況にあります。ここでの課題としましては、婚姻率向上に向けた男女の出会いにつながるサポート体制の強化や、合計特殊出生率の向上に向けた各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施が必要とされており、結婚を希望する男女に対する新たな出会いの機会を提供するためのマッチングシステムの運用や、働きやすい環境づくりの推進に向け、おもり働き方改革推進企業認証制度のさらなる普及を図ることとしております。

続いて、次のページをご覧くださいと思います。

基本方針2、安心して子供を産むために、ここでは、母性および子どもの健康の確保増進を目標としており、妊産婦支援体制整備事業や乳幼児はつらつ育成事業などに取り組んでいます。

ここでの課題としましては、妊産婦、乳幼児の健康を増進するための支援の充実や、市町村や医療機関等の関係機関との連携や、健康確保・増進体制整備が必要とされており、妊娠初期から産褥期までの一貫した支援や妊産婦へのメンタルヘルスケアの強化、関係機関との連携、情報共有を図り、必要な支援等について協議していくこととしています。

続きまして、次のページをご覧ください。

基本方針3 安心して子どもを育てるために、ここでは幼児期の教育・保育等の推進、新放課後子ども総合プランの推進、地域における子育て支援サービスの充実、ワークライフバランスの実現のための働き方の見直しを目標としており、地域子ども・子育て支援事業の充実、保育サービス事業

所等認証評価制度、働く女性の活躍推進支援強化事業などに取り組んでいます。ここでの課題としましては、年度途中から生じる保育所等の待機児童や保育人材の確保、放課後児童対策の推進、地域子育て支援サービスの充実などがあり、待機児童解消に向けた受け皿の確保や、職員の処遇・労働環境の改善、放課後児童クラブの量と質の確保、子育て家庭を社会や地域全体で見守り支え合う社会の実現に向けて取り組むこととしております。

続いて次のページをご覧ください。

基本方針4、特に支援が必要な子どもが健やかに育つように、ここでは子どもへの虐待防止対策の充実、社会的養育の推進、ひとり親家庭等へのきめ細かな取り組みの推進、障害のある子ども等への支援の充実を目標としており、児童相談所虐待対策強化研修事業や地域と繋がる子どもの居場所づくり促進事業、障害児等療育支援などに取り組んでいます。

ここでの課題としましては、表面化しにくいヤングケアラーの実態把握や、児童虐待とDV対策の連携、貧困などの課題を抱える子ども・保護者を支援する仕組みづくり、医療的ケア児の認知度の低さなどがあり、今後の取り組みの方向性としては、関係機関が連携してヤングケアラーを発見し、支援に繋げるための取り組みや、児童相談所と女性相談所等との連携、子どもの居場所づくりの促進、医療的ケア児の受け入れ体制の整備等に取り組むこととしております。

続いて、次のページをご覧ください。

基本方針5 健やかに心豊かに育つように、ここでは、子どもの権利擁護、次代の親の育成の推進、子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援、少年非行・不登校などに対する対策の充実、命を大切にすることを育む環境づくりの推進、自然と触れ合う体験交流の促進、社会全体の教育力の向上等を目標とし、いじめ防止対策推進事業やおもい家庭教育力向上事業、おもい文化みらいびと育成事業などに取り組んでいます。

ここでの課題としましては、いじめ等学校における諸問題への適切かつ早期の対応、いじめ防止に向けた意識啓発・組織的対応力の向上、連携体制の強化や地域における家庭教育支援体制の整備などがあり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置やいじめ防止に向けたキャンペーンの実施、家庭教育の充実、家庭教育支援者の育成、支援のネットワークづくりなどを進めることとしております。

続いて、次のページ 基本方針6 安全・安心な子育てをするために、です。

ここでは子どもの安全の確保、子育てを支援する生活環境づくり、子どもの非行防止と健全な社会環境の形成を目標としており、横断歩道は歩行者優先推進事業や青少年のネットセーフティ向上推進事業などに取り組んでいます。

ここでの課題としましては、県民の交通ルール、マナーの向上、子どもが安心して暮らすことができる社会の実現、フィルタリング設定とネット利用のルールづくりが必要とされており、歩行者保護に関する取組の実施による交通ルール・マナーの向上や青少年の適切なネット利用に向けた啓発活動に取り組むこととしています。

資料1の説明については以上になります。

このプランにおける施策の目標指標を資料2に整理しておりまして、令和2年度の実績値が記載されております。

令和3年度の値につきましては、現時点で把握できた指標について記載されております。

現時点でまだ未公表の指標につきましては、今後引き続き指標の実績値を確認し、点検評価を行うこととしています。

資料3についてですが、こちらは先ほど説明しました6つの基本方針ごとに県の各部局における関連事業の実施状況をまとめております。

後ほど内容について御確認いただければと思います。

私からの説明につきましては、以上となります。

(佐藤会長)

大変な情報量ですが簡潔にわかりやすく説明いただきました。

何か御質問、御意見、あるいは御感想でも結構でございますので、ただいまの御説明を聞いて、どうぞ御自由に御発言いただければと思います。

山西委員。

(山西委員)

青森県私立幼稚園連合会の山西と申します。

御説明ありがとうございました。

御説明の中で待機児童という御説明をいただきまして、今大変少子化で、出生数も6,000人台ということで非常に落ち込んでおりますが、今現在、県内で待機児童という実態がどのくらいあるのかを教えていただければと思ひまして、よろしく申し上げます。

(事務局)

児童施設支援グループの小野と申します。県内の待機児童なんですけれども、毎年4月1日時点にはずっとゼロが続いておりますけれども、年度途中からの待機児童は、生まれてくる関係もあり

まして、年度途中から待機児童が増えることが傾向としてありますけれども、最近はいろんな待機児童の解消の取り組みをしております、今年の4月1日現在ももちろんゼロなんです、令和3年10月1日時点でもゼロ人、それから令和4年2月までもゼロ人できまして、最後の年度末3月1日の時点で1人というふうにだいぶ減少しております。

これは今言いました待機児童の解消の取り組みもありますし、また一方では、やっぱり子どもの少子化というものが影響しているということもあります。以上です。

(山西委員)

御説明ありがとうございました。待機児童が大変少ないということですが、逆に幼稚園・保育園では、入園者の数が大変減っているという状況で、むしろその部分での困難さというものが生じているところがございます。

そういったところでの待機児童の取組と、保育園の運営が大変だとの、そういった関係性などは何か把握はされていらっしゃるのでしょうか。あとは、地域的なところで、待機児童というよりも、非常に充足率が低い地域とかそういったことも、もし把握されていれば、教えていただければと思います。

(事務局)

待機児童につきましては毎月調査をしております、国では年1回、4月1日時点の数字を全国的に集計しておりますけれども、県としては毎月、各市町村から全保育所、認定こども園の定員に対する充足率、定員と実際に入っている子どもさんの数を集計しております。

それで見ますと、従来は青森市ですとか八戸市そういったところの街中の方はだいぶ定員オーバーして、定員を超過しているところもある一方で、郡部の方では定員割れをしている保育所というのがあったんですが、最近は、郡部のほうは引き続き定員割れが続いておりますけれども、市内の中でも定員割れをしているところが少し出てきた、そういうような状況が把握されております。

そういったこともありまして、つい先日開催したんですけれども、県の方でも待機児童協議会というものを当課で設置しております、その中で、これから少子化とそれから人口減少が続くということで、過疎地域ですとか、特にその子どもさんが減っていく地域のこれからの保育所、認定こども園はどうしたらいいかということで、実態把握も兼ねまして、今年度なんですけれども各施設と市町村に対して、アンケート調査を行うこととしております。

内容としては、今言いました定員に対する実際にやはり子どもの数ですとか、それから今後の見通しですとか、それからあとは運営とか経営の影響、あるいはこれから先の見通しといったものを調査して年度末に集計をすることとしております。

以上です。

(山西委員)

御説明ありがとうございました。今のお話を伺い、大変今胸を撫でおろしているところでございます。待機児童ということから、少子化でむしろ入園する方が保育園・幼稚園で少なくなっている、経営面でもなかなか大変な状況が出て来ておりますし、今後どんどん出てくると思います。

そうしたときに、例えば過疎地で非常に子どもの数が少ないからといって、そこに幼稚園、保育園が全くなくなるということは、やはりそこで子育てができなくなるということになってしまいますので、待機児童対策と、だんだんなんですけど、そこに存続する保育園・幼稚園をなんとか守っていただくような、そういう施策にも今後取り組んでくださることを視野に入れていただければと思っています。よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

新しい流れが出てきているかと思います。御指摘ありがとうございました。

その他いかがでしょうか？

橋爪委員。

(橋爪委員)

青森県看護協会の橋爪と申します。よろしく願いいたします。

わかりやすい説明、本当にありがとうございました。

私からは2点、ちょっと感想と申しますか、まずは基本方針2の安心して子どもを産むためのところで、施策の目標指数である低出生体重児であるとか、口腔内むし歯ですとか、妊婦の喫煙、アルコールや児童・生徒の肥満、これらいろいろの指標があるんですけども、課題や今後の取り組みの方向性ということで、最もだなんて思って拝見したんですけど、やはりこれからは思春期以降の女性だけじゃなくて男性も若い人が若いうちから健康でいるための生活習慣と人材育成、教育の視点っていうところがすごく大切になるのかなと思うので、ちょっとそこは感想というか意見として思いました。

それからもう1点は、基本方針5の健やかに心豊かに育つようにというところですけども、やっぱり学校が楽しいと思う児童・生徒の割合ですとか不登校だとかいじめとかこういったところで、今後の取り組みの方向性等々課題を挙げて、方向性示しているんですけども、やっぱりLGBT、看護職の視点のせいなのかもしれないんですけど、今もうやっぱりLGBTQ+の多様性ジェンダー平等、このあたりも一定数必ずいると言われております。SDGsが目指す社会に近づくための課題で、やっぱり誰一人置き去りにしないという視点で、この多様性のところの課題なり、

方向性を示していただけたら、命を大切にすることの深みが出てくるのかなと思って聞いておりました。以上です。

(佐藤会長)

御意見ありがとうございます。

他に。田中委員。

(田中委員)

県医師会の田中です。今回この会議に参加させていただいたので、これまでの経緯がわかっていないので、ちょっと的外れかもしれないんですけど、いろいろ御説明いただいて、非常に総論的に素晴らしいというか、逆にそのせいなんか全体が平坦な感じ、申し訳ないですけど一体何がセールスポイントなのか、何に力を一番入れたいのかあんまりよく見えてこないような気がしました。

おそらくですね、少子化がいろんなところで問題になっていて、特に東北地方とか、同じようなことを計画、多分やられていると思うんですよね。そうすると、そういった他県の状況なんか比べてみて、青森県としてはここをこういうふうアピールして、超えていきたいというのがちょっと見えない、申し訳ないです、そういうような印象を受けました。

やっぱりいろいろ難しい問題で、すぐに早急にどうこうということはできないと思いますが、独自のアピール点というんですか、「選ばれる青森」っていうのであれば、そういったところを少し強調するような、そういったような計画は必要なような気がしました。

感想です。

(議長)

どうもありがとうございました。

事務局では今後計画のなかに活かすことがあれば、活かしていただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか？

関委員。

(関委員)

連合青森の関です。よろしく申し上げます。

ちょっと質問したいんですけども、資料2なんですけど、基本方針の3の中に、男性の育児休業取得率があるんですけども、プラン策定時は2.1%だったというところに対して、目標値が6.2%ということになっております。実績を見ると、令和2年は10.7%、3年は9.2%ということで去年の数字を見ると、目標値は6.2で変わっていないんです。

本来であれば取得もどんどん進めていくようにということで、目標値も少し上がるのがいいのではないかなってというのがまず1点、もう1つは、もしわかればこの数値ですね、国は何%ぐらいってというのがもしわかれば、教えていただければと思ってございます。

以上です。

(佐藤会長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

資料2の2ページ目、基本方針の3番のところ、男性の育児休暇の取得率ですが、これが当初の目標値を達成しているものについて、数値を見直すかどうかというお話でよろしいでしょうか。

これにつきましては、当初の設定で評価しながらですので、見直しについては申し訳ありませんが、数値を確認したうえで、タイミングで検討を進めていきたいと思えます。

国の方の育児休暇の取得率ですが、確か令和2年度の実績で、国の方でも10%を超えていたことは把握しておりますが、申し訳ありませんが最新の状況についても、現在手元に資料がありませんので、お答えできないです。

(関委員)

ありがとうございます。

私が言いたいのはですね、去年も同じ数値の中で、令和3年の実績の9.2%に下がっているということが危惧をするところで、こういった対策も含めて目標値を上げなければ、取得に向けた各企業だとかですね、労使の中で確認していくのはちょっと難しいかなというふうに思ってますので、やはり県の方針の中でも目標値をもう少しあげていただければ、男性の育児取得も含めてですね、推進が進んでいくのではないかなということで意見させていただきました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

その他はございますか。

長尾委員。

(長尾委員)

私の方から基本方針4のヤングケアラーについてちょっとお聞きしたいんですけど。ヤングケアラーについては、新聞等で様々な話題になっているところですけど、今回の4の中で、ヤ

ングケアラーの早期発見と支援に繋がるようにしていくということでありまして、具体的にはこれはどういうふうな形でヤングケアラーの皆さんの早期発見あるいは支援をしていくのかをお伺いします。

(事務局)

青森県におけるヤングケアラーの取り組みについて簡単に説明させていただきます。

青森県では、令和4年度の青森県の重点事業としまして、ヤングケアラー支援体制構築事業というのを実施することとしております。

詳細な内容については後ほどの県の重点事業で説明させていただきますが、全国的にもヤングケアラーに関する関心が高まっているなか、国では小学生、中学生、高校生、大学生を対象に実態調査を行い、一定数のヤングケアラーがいるという調査報告書を受けております。

青森県におきましても、青森県のヤングケアラーの実態がどうかということで、今年度小学生から大学生などを対象に実態調査を行い、青森県におけるヤングケアラー、どのような状態であるか、実際にヤングケアラーといわれる子どもたちがどのような状況にあるのかという実態調査を実施することに今年度取り組むこととしております。

これらの実態調査を踏まえて、関係課、関係機関と協力しつつ、支援できる体制、また早期発見に向けた取り組み、どのように進めていくかを令和4年度、今年度以降、事業として進めていきたいというふうに考えております。これが今年度ヤングケアラーについて、県が予定している事業になります。

(長尾委員)

ありがとうございます。これから調査、取組だと理解しておりますけれども、手前味噌ですけれども、当市でも、来月の8日にヤングケアラーの研修会、弘前大学の吉田先生をお迎えして、いろいろ研究会をしていきたいということでやろうとしておりますけれども、いわゆる表に見えない苦勞している子どもたちが多いというのはよく聞きますので、その辺県の方でも積極的にどういうふうな支援の仕方があるのかとか、あるいはまた発見の仕方といいますか、そういうようなことについて、自治体に対しても、連絡といいますか、そういうのをしていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。次々と新たな問題が出てまいります、そのほかにありますか。

貝吹委員。

(貝吹委員)

現在私は二か所ほどの放課後児童会を実施しております。

特に最初からやっている、館児童クラブは、八戸市内の郊外の方で、自分の地元なんですけれども、私の娘たちは今から20年ほど前は3クラスだったんですね。今は1クラスで、当時は20人いた児童が現在15、6名です。

昨年はじめて、16名全員が放課後児童クラブに登録しました。ただ今度、部活動がコーチ制になりまして、どんどんどんどんコーチが入ってきまして、基本は小学校3年生からっていうことになってるんですけども、希望すれば1年生でも2年生でもいいですよとなつてまして、放課後児童クラブを利用する子どもっていうのは、1年生2年生、そして3年生くらいまで。そうするとその10名ぐらいが毎日のように利用する感じですよ。お稽古事もありますので、そうすると、大体毎日20から25名ぐらいが私の地域の学校の規模だと、放課後児童クラブを利用するような感じで動いております。人数でいろんな補助金が出てきますので、今のところは問題なく動いております。

そこで私が言いたいのは、やっぱり部活動をどうするかと、それから子どもたちの希望によつてですね、特に4、5、6年生はほぼ利用しなくなりますね、利用しても毎日2人とか3人で、部活動に行く前、夜も部活動をしているんですよ、夜の6時から8時まで、特に体育館を利用する子どもたちは、コーチの都合もあつて、その前に放課後児童会にきて、宿題を終わらせて、おやつ食べて大体5時半くらいになれば、学校のすぐ近くなんですけど、出かけていきます。そういう見守り支援をしっかりとやっています。

そういう意味でいのように、非常によく利用していただいていると思っております。

いろいろと問題も出ておりますけれども、私がいいたいのは、これから先、少子化になってさらにこういう学校がどんどん増えるんじゃないかなと、一番やっぱりこう考えております。

(議長)

どうもありがとうございました。

それでは協議事項の「のびのびあおもり子育てプラン」令和3年度報告書案について、いろいろと御意見や感想を伺いました。

この内容案について御承認いただけますでしょうか？

それでは御提案されました令和3年度報告書案について承認することにいたします。

ありがとうございました。

それでは続いて幼保連携認定こども園部会、本会議における審議状況について事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、お手元に配付しております資料4に基づいて説明をさせていただきます。

一番最初に説明がありましたけれども、幼保連携型認定こども園部会についてですけれども、これはいわゆる認定こども園法第25条の規定によりまして、条例で県に幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可などについて調査審議する委員会を置くこととされておりまして、本県では、この推進会議の部会として、この幼保連携型認定こども園部会を設置しているところです。

そして認定こども園は簡単に説明しますと、一つとしては親が働いているかいないかに関わらず、幼稚園と保育所の両方の機能を持って教育と保育を一体的に提供すること。それから二つとして、地域における子育て支援ということではいわゆる子どもの集まる相談にのったり、それから集いの場といった、二つの機能を持っている施設になります。

このうち、幼保連携型認定こども園につきましては、学校と児童福祉施設の位置づけを両方持っている単一の施設として法律上一本化されまして、県の認可に当たってはあらかじめ部会で意見聴取を行うこととなっております。

それから、資料の2番の開催状況の下に、各施設の一覧が載っておりますけれども、令和3年度は一覧にありますとおり、いずれも令和4年4月1日からの設置者変更認可申請が1件、それから下の方にあります設置認可の申請が1番から5番までの5件の合計6件の申請がございました。

まず設置者変更のNo.1についてですけれども、これは学校法人専徳寺学園から学校法人白ゆり学園への設置者変更になります。

これは、利用児童数の減少等を理由にしまして、弘前にありますこの学校法人が青森市にあるこの白ゆり学園と合併するということになりまして、前の設置者から新しい設置者に設置者が変わるということでの申請になります。

それから下の方に行きまして設置認可ですけれども、No.1の弘前市にあります弘前すみれ第Ⅱ保育園こどもの城につきましては、認可外保育施設から施設整備によりまして新たに建物を建てまして、幼保連携型認定こども園を設置するというものになります。

それから4番のむつ市にあります星美幼稚園ですけれども、これは幼稚園が保育を必要とする子供たちを受け入れて保育的な機能を一部果たす幼稚園型、幼稚園にかなり近い認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行するものになります。

それからその他として、2番、3番、5番の3つにつきましては、平川市の町居こども園、同じく平川市の松崎保育園、それから5番がむつ市よしのこども園、この3つにつきましては保育所から幼保連携型認定こども園の移行になります。

これについて新型コロナの影響もありまして、本年1月28日に部会を書面により開催しました結果、いずれも職員の配置基準ですとか、学級編制、クラス編成、面積基準等の設備、それから運営

などの認可基準を全て満たしており、出席委員7名全員から全会一致により認可が適当との御意見をいただきまして認可をしたところでございます。

なお、裏面になりますけれども、これまでの保育所や認定こども園の推移を載せてございます。

本県におきましては、他県に比べまして、認定こども園が多いと言われておりますけれども、さらに保育所から認定こども園への移行も早く行われまして、多かっただと言われております。平成27年度から子ども子育て支援新制度ということで制度が変わりましたが、その1年前、平成26年には保育所が468ヶ所ございましたけれども、段階的に幼保連携型認定こども園に移行しまして今年度の保育所を見ますと、箇所数は200を切りまして197ヶ所まで減少し、逆に幼保連携型認定こども園は240ヶ所まで増加している状況です。

説明については以上です。

(佐藤会長)

何か御質問ございますでしょうか。

この件につきましてはこの部会の議決をもって、この会議の議決とするということになっておりますので、御報告にとどめさせていただきます。

それでは続いて、意見聴取事項に移りたいと思います。

初めに、令和4年度こどもみらい課重点事業について事務局より御説明します。

(事務局)

それでは令和4年度のこどもみらい課の重点事業について説明いたします。お配りした資料を御覧いただきたいと思います。

まず初めに結婚応援プロジェクト事業について御説明いたします。

現在の青森県では、少子高齢化による若年人口の減少、結婚に関する個人の価値観の変化など、婚姻をめぐる様々な社会的な環境の影響等により、婚姻率・婚姻数ともに、年々減少傾向にあります。

そこで、青森県では結婚支援に携わる県、市町村、民間団体の連携を強化し、あおもり出会いサポートセンターを中心とした、結婚支援体制の強化を図るとともに、各団体の取り組みを推進することによって、結婚したい男女の希望を叶えるための事業に取り組んでいます。

取り組みの1つとして、結婚応援ネットワーク体制の強化、これはあおもり出会いサポートセンターを中心として、関係団体が一体となった支援体制の強化に取り組むこととしております。

2つ目として、市町村や民間団体等が婚活イベントを開催するにあたり、開催方法や開催の内容等について専門のアドバイザーを民間機関から派遣する取り組みを行っています。

続いて結婚希望する男女を応援するため、AIを活用して結婚を希望する男女のマッチングを行うマッチングシステムを今年度新たに導入し、結婚支援に関する取組体制の強化を図り、結婚したい男女の出会いの機会の創出に取り組むこととしています。

このような内容により、結婚応援プロジェクト事業を推進していくこととしております。

続きまして、次のページ、ヤングケアラー支援体制構築事業です。

こちらにつきましては、先ほど少し触れましたが、ヤングケアラーというこの用語は、法令上で定義されたものではありませんが、一般に家庭にケアを要する人がいる場合、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことをいいます。

令和2年度に、国が中学2年生、高校2年生を対象に実施したヤングケアラーに関する調査において、調査対象の4～5%ほどの子どもが、世話をしている家族がいると回答しており、そのうち、ほぼ毎日家族の世話をしていると回答した子どもが4割以上いました。

しかし、ヤングケアラーという言葉については、8割以上が聞いたことはないと回答しています。

ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくく、子ども自身も、周囲の大人も実態に気づかないという課題があったことから、県ではヤングケアラーについて実態を把握し、早期発見と適切な支援体制の構築に向けヤングケアラー支援体制構築事業を実施することとしています。

取り組みの一つとして、福祉や医療、教育等に携わる庁内関係課による検討会を行い、本県の現状や課題について検討することとしています。

2つ目として、ヤングケアラーについて、県民を対象に周知啓発を行い、ヤングケアラーについて理解を深めていただくこととしています。

3つ目としまして、障害や介護をはじめとした県内の支援に携わる関係機関を対象に、ヤングケアラーに関する調査を行うとともに、関係機関を対象とした研修等を行うこととしています。

続きまして、県内のヤングケアラーの現状把握と課題抽出に向け、小学生から大学生を対象とした県内の実態調査を今年度実施することとしています。

これらの取り組みを通して、ヤングケアラーの早期発見、対応するため、市町村、関係機関等と連携して適切な支援体制の構築に向けて、取り組んでいくこととしております。

引き続き、仕事と子育ての両立に向けたひとり親家庭サポート促進事業について説明いたします。

左側の現状分析ですが、20歳未満の子供がいるひとり親世帯の割合が増加していること、またひとり親世帯の親については、非正規雇用、臨時やパート雇用などの割合が3分の1を超えておりました。

ただ一方で、ひとり親家庭を支援する関係者の連携体制が十分ではないこと、支援制度の認知度や利用率が低いという課題がありましたので、支援体制の構築や相談支援の強化に向けた事業を行います。

取り組みの1つ目としては、ワンストップ相談体制の充実として、令和5年度に集中相談会のモデル事業を開催する予定としておりますが、まず、その支援のあり方を検討する会議の方を今年度開催したいと考えております。

それに合わせて、集中相談会の開催に向けたチェックシートを作成するため市町村への調査の方の実施を考えています。

取り組みの2つ目として、ひとり親家庭就業自立センター事業の周知および専門性の強化として、ひとり親家庭等就業自立センターは、県母子寡婦福祉連合会への委託で行っており、まず認知度の向上、利用促進を図るためにテレビのCMや、YouTube、LINEなどのSNSを使った情報発信を行うこととしております。

合わせまして、専門相談員の配置として、養育費の専門的な相談に対応する弁護士の配置や、公認心理士を配置して専門的な相談にも対応できるような体制をとれるようにしております。

また、取り組みの3つ目として、事業利用による理解促進として、ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる企業団体等表彰する制度を設けることとしております。

説明は以上となります。

(議長)

どうもありがとうございました。

意見聴取事項ということで、今年度のこどもみらい課の重点事業が、3点にわたって御紹介されました。

これらのことにつきまして、御意見・御感想・御質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

西川委員。

(西川委員)

NPO法人コミュニサーあおもり西川と申します。

資料5の1ページ目の結婚応援プロジェクト事業のところなんですけど、マッチングシステムがいよいよ、今年度から導入されるということで、今どの程度まで状況が進んでいるのか、実際に運

用するということになって、この結婚応援プロジェクト、結婚については、子どものことだったり、子育てのことだったり、少子化対策のためのスタートとなる必要な部分だということで、結婚支援というところが、推進会議の中にはいつまで、子育てのところからだけでなくその前の段階からサポートをするということで入れたもので、ここがなければ子どもが増えていかない、生まれていかないという一番大事なところだと思うので、かなり予算がかかっていますし、力を入れていく事業なんじゃないかなというふうに思っているのですが、詳しいところが多分私だけじゃなくて、委員の皆さんピンとこないのではないかと。資料も含めて今の状況がどういう形なのか、どういう感じのものが提供されるのか、どういう進捗状況になっているのか、例えばある程度のターゲット層を広く設定しているかと思うのですが、とはいえ、子どもを増やしていくところに関しては、子供を産んでいけるというか、そういった多くの方の年齢層ですね、結婚を希望する、子供を欲しいと希望する多くの方向けにも、力を入れていかなきゃいけないんじゃないかと思うのですが、そういった方たちに対して、今考えておられる、導入するシステムが果たして本当に青森の方たちに受け入れられやすく、活用されやすいものなのか、せっかくやるのであれば、本当に結果を出していただきたいと思うので、そういうところをちょっと皆さんにお示しいただければ嬉しいなというのが1つと、そのターゲット層に一番力を入れたいところの方たちに、果たしてこの年会費だったりとか、こういった感じで受け入れられやすいのかなというのを何かの形で確認したりしているのかが気になったところで、お聞きしたいなあと思いました。

(事務局)

結婚応援プロジェクト事業についてお答えしたいと思います。

県では結婚・妊娠・出産・子育てそれぞれのライフステージに応じた支援体制を構築していくことを目的としており、今回この結婚についても、青森県として力を入れて取り組んでいくということで重点事業として実施するとしております。

まず少子化という問題はありますが、まずは基本的な結婚についてなんですけども、青森県で婚姻率・婚姻数の減少がありますので、まずは結婚したい男女が望む結婚ができるような環境を整える方法の一つとしまして、マッチングシステムを導入することとしております。

これまででは人対人が会うという形に、今回はシステムでAIを用いて、価値観診断により、各個人の様々な価値観に取り組むことで、自分でも気づかなかった方とマッチングできるようにするというAIの診断を期待できるような形で、マッチングシステムの導入を現在進めております。

これにつきましては、今回システム構築について進めており、10月に開始する方向で決めています。この内容については来月の8月1日に、詳細について報道機関の方に公表することとしております。

この中でどのような形で会員募集するというか、詳細については改めて記者発表する内容でお伝えできるかと思えます。

今回はこの内容については県として県内全体で広域的に取り組むということを目的としておりますので、各市町村の方たちも積極的に参加していただきまして、より効果的にマッチングシステム、結婚に向けた取り組みについて参加していただけるよう各市町村の方にも協力をお願いしたいと思っております、そのような形で今年の夏公開した後、秋に本格的に取り組みを進めていく方向で進めています。

健康福祉部長です。担当が申しましたように、この会議でお示しできないんですが、8月1日に公表する方向で進めていますので、リリースしましたら、皆さんお配りいたしますのでぜひ御覧いただければと思います。

御質問の焦点は対象者が誰かということだと思いますが、対象者の年齢制限等は設けません。ただ、独身証明書みたいなを出していただくと、重婚とかはなしということと、対象年齢が18歳以上ということで、高校生はなしということで、今回は設定しているということでございます。また会員数が非常に大事な事業でございます。

スタートダッシュキャンペーンじゃないですけども、このシステムが始まった際に、より多くのかたに御活用いただけるよう、年会費の割引といったことについても検討しているところでございますので、あわせて発表しましたら、今日御参加の皆様には提供させていただき、そういう形でお約束させていただきたいと思えます。

いずれにせよ、御指摘ございましたとおり、ここから全てが始まっていますので、しっかり力を入れてですね、進めていきたいと考えているところでございます。

(議長)

どうもありがとうございました。

その他いかがですか。

平間委員。

(平間委員)

結婚応援プロジェクト、大変期待しております。私の周りでも近年、若い結婚した人たちは、ほとんどマッチングサイトで結婚しています。

今回は、これが県の事業ということで、さらに県民の方たちに周知し、さらに行政が運営するサイトであるからこそ安心してこの青森で新しい家庭を育てていただくということで大変期待をしている事業となりますので、その期待度が、先ほどの質問にもあったようにオープンしてみたら、登録者がいない、思ったようなものではなかったというようなことのないように、できるだけ県民の

皆さん、それからこれから使う方々の意見を反映して、流動的にちゃんと運用できる事業であってほしいと期待をしております。

それからヤングケアラーの支援体制についての事業ですが、これは聞き取りに関してがすごく重要だと思っています。

実は私達の事業の中でも、これに関わる子どもたちに何人かこれまで接しているのですが、自分たちがヤングケアラーであることを自覚していない子どもたちもたくさん実はいます。家族がシングルでその子供に頼っているんだけど、お互いに頼る頼られる関係の中で、もう毎日を精一杯生活しているだけであって、親がその子どもに頼ることも当たり前の日常になっているので、ですからこの実態調査をする場合にその聞き取りの内容が重要だなと感じていますので、そこら辺に関しましては、他県でこれまでやっているもの、精神的な事例もあると思いますので、そこも十分踏まえながら、聞き取り調査をして、そうした上で調査が実際に子どもたちへの提案に速やかに行くような方法をぜひともお願いしたいと思っております。

実際動いている団体も結構あると思いますので、そこも含めながら、先ほどの説明にあったことが速やかに行われることを期待しております。

それからひとり親家庭のサポート促進事業についてです。ひとり親大変多いです。このコロナになってから、今日県の福祉協議会さんもいらっしゃっているんですが、県内では県の福祉協議会が先導しまして、宅食事業が行われています。子供食堂ができなくなった上で、その食材を家庭に届けるという、八戸市内でもばらばらだったものが、県の福祉協議会さんのお力でネットワークができ、2ヶ月に1回11ヶ所ぐらいでやっております。

私達もその中の1つで運営しているんですが、支援センターを市から委託を受けておりますが、それと別として毎月行っています。問い合わせが毎月確実に増えています。すぐに貧困で食べられないという家庭ではないんですけども、ただ今食材が欲しいとかいうですね、すごく重篤な、今すぐ例えば弁護士さんに相談をしなきゃいけないとかっていう事例は少ないんですけども、明後日食べる、夏休みを越せる食材が欲しいとか、そういう家庭がすごく多くなっているのが実際だと思いますので、そういうところをすくいあげられるような、またその聞き取り、現場の実際の方々の意見を、上手に吸い取っていただいて、それをこの促進事業にまた反映するように、全ての事業において今の現場の方たちの意見の聞き取りを丁寧に行ってほしいと思います。

(佐藤会長)

他に。

中山委員。

(中山委員)

青森県商工会会議所連合会の中山です。

平間委員が言われたことと、ほぼ同じなんですけども、私の方もヤングケアラー支援体制につきまして、こちら取り組みが1番から4番まで、新規でいろいろ事業内容検討されております。

取り組みの1番から順番にやるというふうなことではないと思うんですけども、取り組みの4番の県内実態調査をまずしていただいた後にいろいろ検討をするというふうな流れの方が今の状況わかった上でやるべきことっていうのが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そちら私の意見というふうなことでその順番いろいろ考えてると思いますけども、まずは重要なところからやっていただければなというふうに思います。

(佐藤会長)

山子委員。

(山子委員)

青森県PTA連合会の山子といいます。PTAとは関係ないんですけど、マッチングシステムですが、マッチングシステム登録するぐらいだったら、女の子に声をかけてるんじゃないかなと思うんで、企業支援の一環としてもやってもらえるとありがたいな、と思います。例えばあおもり働き方推進企業に登録している企業に関しては、このマッチングシステムを企業として社員に導入することで割引だったりとか、推進だったりというのができるっていう形にするというかなと思いました。

(佐藤会長)

山西委員。

(山西委員)

私立幼稚園連合会の山西でございます。

ヤングケアラーにつきましては、これらの取り組みは本当にある今、早急にしていきたい内容で、ぜひ期待しております。それと同時に、本人に対する人権教育というものも、同時に行っていかなければ、その本人が自分がすればいいんだと、そのことにしがみついてしまいますと、なかなか実態調査の見えない部分がどんどん出てきてしまいますので、権利があるんだということですよ、子どもの権利条約が日本でも批准されておりますので、子どもの権利条約の4つの権利が守られる、これらがあなたにはあるんだよということを、幼稚園や小学校のころから、低学年のときからしっかりと根づかせることが、自分自身が幸せになる権利があるということを知ることがで

きる、そういう人としての礎になったと思いますので、ぜひ人権教育にも取り組んでいただければと思います。よろしくお願いたします。

(佐藤会長)

本来であれば、意見聴取事項がもう一つ、ウィズコロナに向けた子ども子育て支援というのが残っているんですけども、時間が十分とれず、議論できませんので、大変申し訳ないのですが、事務局にもお詫び申し上げ、委員の皆様にもお詫び申し上げて、私の進行を終わらせていただきます。

(司会)

佐藤会長、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

5 閉会

(健康福祉部長)

皆様、たくさんの御意見、どうもありがとうございました。私自身がベースが小児外科医でしたので、子どもが非常に大事だというふうに思って聞いてきている人間でございますし、今まさにうちの子どもは小学校2年生で、青森市内に妻と一緒に引っ越してきましたので、まさに子育てしている、実践者というか生活者という側面もございます。

本来ならば、皆さんと事務局との距離が遠くて、皆様同士の距離も遠くて、もっと近くでいろいろなことをいろいろ話し合いたいなというふうに思っている気持ちがたくさんございます。皆様もそう思っていると思いますので、今後も会議を続けていきますので、ぜひぜひ各般にわたっている御指導、御意見いただければというふうに思っております。

いくつかの会議を通して感じたことですが、まず1点、のびのびあおもり子育てプランにつきましては、指標設定のことについての御意見、非常に大事だというふうに考えております。

高い目標を掲げてしっかりそこを目指していくべきだという御意見も大事だというふうに思っておりますので、今年につきましては昨年度の実績という形で御報告をさせていただいたところがございますけれども、目指していく姿を探していくという方向で今後も仕事をしていきたいというふうに思っております。

もう1点、ヤングケアラーについて、非常に御意見いただきました。走りながら考えるという言葉がありまして、一般的に日本語で多分ネガティブに捉えられる表現だと思います。

一方でこのことに関しましては、ずっと考え続けていたら、多分一歩も進まないんだというふうに私自身は理解しているところです。

日本社会でこういうふうなヤングケアラーという概念は実は昔からあったんだと思います。そこに我々大人が光を照らしていなかった、根っこのそこに問題があるんだということが初めて皆さんでその顕在化してきたということが、まさに今、令和4年度の状況だと思っておりますので、大変恐縮ながら走りながら考える、実際に調査しながら何をすべきかということを考えるということを今後も青森県としては、しっかりしていきたいと思っております。それに当たっては皆様からの御指導いただきたいというふうに思っておりますので、いろいろ御意見頂戴いただければというふうに思っております。

その他、全てを御説明できずに申し訳ございません。

私も新型コロナの対応を毎日やっているところでございまして、そういった話もできればというふうに思っておりましたけど、議題の設定とかですね、このことについてもいろいろ御意見あるのかなと思いますのでいつでもですね、こどもみらい課の方に御意見、こうした方がいいんじゃないの、こういうことで困っているよっていう話はしていただいて構いません。ぜひ御意見いただければと思います。

今後とも関係団体、関係機関の皆様の御支援、御協力を賜りながら、我々施策を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ今後も御協力いただければと思います。

以上をもちまして、閉会の御挨拶をさせていただきます。

本日は誠にどうもありがとうございました。

(司会)

委員の皆様、長時間にわたり御協議いただき、大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回青森県子ども子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

〈終了〉